

報道機関各位

町施設におけるマスク着用の考え方の見直し等について

令和5年3月13日（月）から町施設でのマスク着用について見直しをします。

職員のマスクの着用については個人の判断を基本とします。

以下の場合、職員は原則としてマスクを着用することとします。

- ・来庁者と接する場合及び訪問先等で住民等と接する場合

⇒重症化リスクが高い方への感染を防ぐため

例：受付窓口、相談対応、打合せ等

- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

※ただし、換気が十分され、人と人との距離が十分保たれている場合など、状況によってはマスクを着用しないこともあります。

来庁者への対応について

- ・来庁者については、マスクの着用は、個人の判断にゆだね、一律の着用は求めません。

パーティション等については、当分の間設置を続けますが、感染状況を見ながら撤去について検討していきます。

添付資料 有



総務課 人事係
(課長) 毛利 岳夫 (担当) 前島 昌子
電話：0265-79-3144 (内線) 1111
F A X : 0265-79-0230
E-mail : soumu@town.minowa.lg.jp